



令和8年6月3日（水）雇用保険窓口（失業給付）について

令和8年6月3日（水）は台風6号の接近のため、業務時間を変更しております。ハローワーク業務時間中であれば失業認定時間の変更が可能です。
（事前連絡不要）

また、台風を理由とした認定日変更の取扱いを受ける場合は、6月4日以降概ね1週間以内に雇用保険給付課へ来所してください。